平成２３年（フ）第２２３号
茨城県筑西市直井1301番地４
債務者　筒井フサ子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２４２号
茨城県筑西市乙1159番地２　ロイヤルエステート神明Ｂ203
債務者　山仲美代子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２４６号
茨城県桜川市真壁町亀熊205番地　大塚アパートＡ棟
債務者　大木　　実
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第８７１号
千葉市中央区千葉寺町705番地９アルカディア301号
債務者　綱島　康裕
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９０２号
千葉県浦安市富士見１丁目６番９号　ローズアパート20番館105
債務者　鈴木　　綾（旧姓長南）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９０９号
千葉県市原市飯沼13番地３
債務者　竹内　英子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９１７号
千葉県市原市ちはら台西６丁目23番地27
債務者　北原不可止
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９２５号
千葉県船橋市田喜野井６丁目38番８号
債務者　吉田　　登
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９５３号
千葉県八千代市高津335番地16　高津テラスハウス102号室
債務者　新井　大和
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９５５号
千葉県市原市君塚２丁目21番地４
債務者　木村　隆行
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９７４号
千葉市稲毛区あやめ台２番14棟102号
債務者　白澤　　静
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９７５号
千葉市稲毛区あやめ台２番14棟102号
債務者　白澤たつ江
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２２号
長野県松本市大字島内3648番地12
債務者　太田　廣史
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１２３号
長野県松本市大字島内3648番地12
債務者　太田　稔子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１９９号
長野県大町市大町2531番地22
債務者　齊藤紀代子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５８号
長野県岡谷市東銀座１丁目８番26号
債務者　山下　道廣
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第７９号
長野県諏訪郡富士見町富士見3582番地22
債務者　鈴木恵美子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第６７号
岐阜県可児市長坂５丁目96番地
債務者　山下　里美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部